

公 示 日 : 2023 年 4 月 19 日 (水)

調達管理番号 : 23a00139

国 名 : ナミビア国

担 当 部 署 : 経済開発部 農業・農村開発第二グループ第五チーム

調 達 件 名 : ナミビア国北部ナミビア小規模農家生計向上プロジェクト (畜産)

適用される契約約款 :

「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務(役務)が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。(全費目不課税)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 畜産
- (2) 格 付 : 3号
- (3) 業務の種類 : 専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2023 年 5 月下旬から 2023 年 11 月上旬
- (2) 業務人月 : 現地 3.00、国内 1.25、合計 4.25
- (3) 業務日数 : 国内準備 10 日、現地業務 90 日、帰国後整理 15 日
具体的な現地業務日程は提案が可能です。現地業務期間等の具体的な条件については、「10. 特記事項」を参照願います。

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1 部
- (2) 見 積 書 提 出 部 数 : 1 部
- (3) 提 出 期 限 : 2023 年 5 月 8 日 (月) (12 時まで)
- (4) 提 出 方 法 : 電子データのみ
 - 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)

◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン (2022 年 4 月)」の「別添資料 11 業務実施契約 (単独型) 公示にかかる競争手続き」

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

電子メールでの提出時、機構より自動配信にて【受信完了のご連絡】メー

ルが届きます。宛先のアドレス間違いもなく自動配信メールが届かない場合には、提出期限（時刻）までにその旨をお電話で03-5226-6608まで必ずご連絡くださいますようお願い致します。提出期限までにご連絡がなく、機構がプロポーザルを受信できていなかった場合は、該当のプロポーザルは評価対象と致しかねます。

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出5営業日前までに所定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。

- ◇ 評価結果の通知：2023年5月17日（水）までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ① 業務実施の基本方針 16点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制 4点
 - (2) 業務従事者の経験能力等：
 - ① 類似業務の経験 40点
 - ② 対象国・地域での業務経験 8点
 - ③ 語学力 16点
 - ④ その他学位、資格等 16点
- (計 100点)

類似業務経験の分野	畜産および飼養管理に係る各種業務
対象国及び類似地域	ナミビア及び全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

ナミビアは鉱物資源に依存した経済・産業構造の一方で、ナミビア国内の大幅な貧富の格差や高い失業率の解消が大きな課題である。ジニ係数は 0.6362 と高く、国内における経済格差は世界各国と比較しても際立って大きい。国全体の貧困率は 28%であるのに対し、人口の約 60%が居住する北部 7 州は貧困率が平均約 47%に上り、その多くは自給自足型の小規模農業に従事する農民で

ある。特に貧困層の多い北部では、耐乾性の高いトウジンビエ、ソルガム、豆類が伝統的に栽培されており、これにウシやヤギの放牧を併せた農牧混合が広く行われている。他方、同地の自然環境は干ばつと洪水が繰り返される厳しい条件を持ち、安定した農業生産の阻害要因となっている。このような環境下で、小規模農家が農業だけで生計を維持することは困難な状況である。

ナミビアの「第5次国家開発計画」（2017/18年～2022/23年）では、持続的な開発の実現に向け、4つの柱を設定し、変革の方策（Game Changers）として、インフラ開発への投資の拡大、農業、特に小規模農家の生産性向上、質の高い技術技能開発への投資、天然資源の付加価値向上、国内調達による産業開発の推進という5分野を特定している。ナミビア「農業セクター政策」（2015年）は、持続的な農業生産・マーケティング及び農業関連産業の発展を促進する環境を作り出すというビジョンのもと、持続的かつ発展性のある農業生産性のための環境整備、GDPへの農業の貢献度の加速、農業セクターバリューチェーン開発の推進を掲げている。農業・水・土地改革省（MAWLR）は多くの農業開発プログラムを実施しているが、効果的な技術が小規模農家になかなか普及されず、また気象変動の大きさから有効な技術の単純な適用が困難となっている。このような条件下で農業の生産性改善と農民の生計向上が課題となっている。

係る状況下、ナミビア政府は JICA に対し「北部ナミビア小規模農家生計向上プロジェクト（通称「N-SHEP」、以下、「本プロジェクト」という）」の実施を要請した。本プロジェクトは、作物生産・家畜飼養等の効果的な技術・方策と営農改善パッケージを導入・普及することを目的としており、これらを通じて対象地域小規模農家の農業生産・マーケティングの改善につなげ、ナミビアの食料安全保障の確立及び貧困削減に貢献することが期待されている。

本プロジェクトは2021年3月から6年間の予定で実施中であり、チーフアドバイザーと業務調整の2名の長期専門家を派遣し、畜産分野についてはこれまで2度、短期専門家による協力を実施している。2022年4月に実施された運営指導調査を通じてPDMが一度改訂され、現在はPDM ver.2に沿ってプロジェクトが進行中である（参考資料「運営指導調査報告書（2022年）」参照）。これまでに、普及員向けの営農に係る教材であるN-SHEPパッケージの素案および普及教材は畜産分野を含めて作成済みであり、それを活用の上2022年度中には普及員向け研修と農家向け研修が各1回実施されている。N-SHEPパッケージの素案および普及教材は、実施済みの研修の結果をふまえて改善する必要がある。

7. 業務の内容

本業務従事者は、農業・水・土地改革省（MAWLR）（農業生産・普及・エンジニ

アリング局（DAPEES）、農業研究開発局（DARD）、獣医サービス局（DVS）をカウンターパート（以下「C/P」）機関とし、我が国類似案件や本プロジェクトの経験・教訓を踏まえ、C/Pとともに畜産版「N-SHEPパッケージ¹」の改善を行う。更に、C/Pと共に2022年度の取り組みをレビューした上で、C/Pによる今年度の研修実施及びモニタリング・フィードバックを支援し、N-SHEPパッケージや普及教材の改善に向けて畜産分野の観点からの助言を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

- (1) 国内準備期間（2023年6月上旬～2023年6月中旬）
 - ① 既存の資料等（「ナミビア共和国北部農業開発マスタープラン策定調査プロジェクト」最終報告書、本プロジェクトの2021年度及び2022年度の畜産分野短期専門家の報告書等）の参照、オンラインでの打ち合わせ等を通して、ナミビアの畜産²の現状と課題及び本プロジェクトの進捗状況、これまで日本が実施してきた協力の概要を把握・分析する。
 - ② JICA経済開発部、JICAナミビア支所、チーフアドバイザー、業務調整専門家と連絡・調整の上、現地における業務内容を整理する。
 - ③ 現地業務期間中に実施される普及員向け研修の準備・計画立案を遠隔で支援する。
 - ④ ワークプラン（英文）の素案を作成しJICA経済開発部、JICAナミビア支所、チーフアドバイザーに電子データで提出し、確認を受ける。
- (2) 現地業務期間（2023年6月中旬～2023年9月中旬）
 - ① 現地業務開始時に、C/P機関にワークプランを提出し、業務計画の承認を得る。また、承認を得たワークプランをJICA経済開発部及びJICAナミビア支所に提出する。
 - ② 普及員による前年度の取り組み（特にSHEPのSTEP3および4³にあたる取り組み）をレビューし、課題の抽出と改善策の提案を行う。
 - ③ ナミビア北部の農民や畜産業が抱える課題を踏まえ、SHEPアプローチによる普及が有効な営農および生産の技術方策を選定する。
 - ④ 普及員の畜産に関する知識や指導能力などを踏まえ、③で選定された技術方策の普及教材（普及員が農民向けに実施する技術指導に使用）の作成支

¹本プロジェクトにおける「N-SHEPパッケージ」とは、SHEPアプローチを前提とした、ナミビア版の営農改善パッケージを表す。本プロジェクトは園芸作物、穀物、家畜を対象としており、本業務従事者はこのうち家畜を対象とした畜産版N-SHEPパッケージの開発を支援する。

²家畜の飼育についてはその管理の程度や方法で様々な名称があるが、ここでは広く一般に使用されている「畜産」という言葉を統一して使用することとする。なお、本プロジェクトにおける対象の家畜は、ウシ、ブタ、ヤギ、ニワトリとする。

³SHEPアプローチは4つのステップから構成されている。SHEPと各ステップの説明については、本公示「10. 特記事項（2）②」を参照のこと。

援と監修を行う。

- ⑤ 今年度の普及員向け研修の実施を支援し、畜産分野の視点から助言を行う。
 - ⑥ 実施した研修のフィードバックを元に畜産版 N-SHEP パッケージ素案の改善提案・助言を行う。
 - ⑦ 現地業務完了に際し、現地業務結果報告書（英文）を C/P および JICA ナミビア支所に提出し、報告する。
- (3) 帰国後整理期間（2023年9月下旬～2023年10月中旬）
- ① C/P および長期専門家への助言をオンラインで継続し、N-SHEP パッケージ及び普及教材の改善を支援する。
 - ② 専門家業務完了報告書（和文）を JICA 経済開発部に提出し、監督職員に報告する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

- (1) ワークプラン（データ）（英文）
現地業務期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容（案）などを記載する。
- (2) 現地業務結果報告書（データ）（英文）
現地業務終了時に作成し、JICA 経済開発部、JICA ナミビア支所、C/P に提出する。
- (3) 専門家業務完了報告書（データ）（和文）
2023年10月31日（火）までに提出。
現地業務期間中／国内作業期間中の業務報告書（データ）を、JICA 経済開発部及びナミビア支所に提出し、報告する。C/P と協働して作成した研修教材等を参考資料として添付して提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2022年4月-2023年4月追記版）」（以下同じ）の「Ⅸ. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。
航空経路は、日本⇄ドーハ⇄ウィントフックを標準とします。なお、ウィントフックから対象地域までは空路での移動を想定しています。そのため、ウィントフック⇄オングウェディバ間の航空賃として、往復 100 千円を定額計上としてください
- (2) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費
PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用等も必要に応じて適宜、見積書に計上ください。

10. 特記事項

- (1) 業務日程／執務環境
- ① 現地業務日程
「7. 業務の内容」に記載の現地業務期間に応じて提案してください。
但し、業務人月の現地分、国内分は「2. 契約予定期間等」に記載の数値を上限とし、渡航回数は1回とします。なお、現時点でナミビア入国時の隔離期間は不要です。
- ② 現地での業務体制
本業務従事者の現地業務期間中、次の本プロジェクト長期専門家が現地で活動しています。
- ア) チーフアドバイザー
イ) 業務調整
- ③ 便宜供与内容
- ア) 空港送迎：あり
イ) 宿舎手配：あり
ウ) 車両借上げ：必要な移動に係る車両の提供
エ) 通訳備上：なし
オ) 現地日程のアレンジ：必要があれば長期専門家または JICA 支所がサポートします。
カ) 執務スペースの提供：プロジェクトオフィス（在オングウェディバ、インターネット環境完備）の使用が可能。
- (2) 参考資料
- ① 本業務に関する以下の資料を JICA 経済開発部農業・農村開発第二グループ（TEL：03-5226-3396、e-mail：edga2@jica.go.jp）にて配付します。
- ・本プロジェクト要請書

- ・プロジェクト討議議事録 (R/D)
 - ・ナミビア北部農業開発マスタープラン実施促進プロジェクト⁴詳細計画策定調査報告書 (2019年)
 - ・運営指導調査報告書 (2022年) (最新のPDMを含む)
 - ・北部ナミビア小規模農家生計向上プロジェクト(畜産)専門家業務完了報告書 (2021年度及び2022年度)
- ② 本業務に関する以下の資料がJICA図書館のウェブサイトで公開されています。
- ・「ナミビア共和国北部農業開発マスタープラン策定調査プロジェクト」最終報告書 (2017年)
 - ナミビア共和国 北部農業開発マスタープラン策定調査プロジェクト最終報告書；第1分冊.- マスタープラン (jica.go.jp)
 - ナミビア共和国 北部農業開発マスタープラン策定調査プロジェクト最終報告書；第2分冊.- 主報告書 (jica.go.jp)
 - ・SHEP Handbook for extension staff (2018年)
https://www.jica.go.jp/activities/issues/agricul/approach/shep/ku57pq00001zgwkc-att/shep_handbook_en.pdf
- ③ 本契約に関する以下の資料を JICA 調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。
- ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程 (2022年4月1日版)」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則 (2022年4月1日版)」
- イ) 提供依頼メール
- ・タイトル：「配付依頼：サイバーセキュリティ関連資料」
 - ・本文：以下の同意文を含めてください。
「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約(単独型)については、単独(1名)の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効

⁴ 本プロジェクトの旧名称。2019年11月に「北部ナミビア小規模農家生計向上プロジェクト」へ名称変更済み。

とさせていただきます。

- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ナミビア支所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同支所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同支所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上